

町長と 語り合う タウンミーティング

テーマ「住みよい地域づくり」

▼問い合わせ
企画グループ

☎079(435)0356

Q. 町民の生命、財産を守るため安心安全のまちづくりを

A. 災害時の危機管理体制を進めている。ハード整備は地権者の同意も必要

Q. 街灯の設置を希望し、町の返事を待っている

A. 外灯の設置は町内各地から要望があり、その個所では安価な方法を協議したい

Q. 土山駅南の大通りにポイ捨て禁止などの看板を設置してほしい

A. 多くの看板が町のなかにあふれることは美観上ごうか

Q. ソウブチ池のヨシをなんとかしてほしい

A. ため池協議会を作られているところもあり、水利組合と管理について協議したい

Q. 健康保険の支払い方法について文書が来た。無駄なように思う

A. 国の方で法律改正があり、口座振替が年金天引きを選択



1月24日(土) 午後7時～8時30分
南部コミセン 参加者10人



1月18日(日) 午前10時～11時45分
野添コミセン 参加者17人

できるお知らせ

Q. 住民税の比率は変わっても総額は同じとあったが影響がある。詳しい説明を

A. 行政の仕事について疑問があれば、わくわく講座で職員が説明する

Q. 学童保育が来年が、再来年に公設化され、3年生までになると聞いた

A. 現状で満杯であり、学童の方々と行政で検討している

く業者がやっている

A. 車の陰からの飛び出しなど、安全面からの取り締まりでは

Q. 播磨幼稚園は、送迎時の駐車場に困っている

A. 基本的に徒歩などで送り迎えする。多額の費用から駐車場の新設は難しい

Q. 本荘北自治会で図上防災訓練をする。町の防災計画の被害想定が低い

A. 町でも食糧や備品を備蓄し充実してきている、さらに防災計画を検討したい

Q. 耐震診断を受け、県の耐震補強の補助金に再診断が必要。町の補助制度を

A. 町では住民の方の住宅相談も受けている。県制度の詳細を確認する

今後の予定

- ▶テーマ 住民主体のまちづくり
- ▶場所・日時 中央公民館 3月22日(日) 午前9時30分～11時30分
- ※事前の申し込みは、不要です。

年金 公的年金等の源泉徴収票が交付されます

▼問い合わせ 加古川社会保険事務所 ☎079(427)4740

国民年金、厚生年金保険および共済組合などから支給される公的年金等については、所得税法上「雑所得」とみなされ、所得税が課せられます。

しかし、公的年金のうち、障害または死亡を支給事由とする年金については課税しないこととなっているため、老齢または退職を支給事由とする年金のみ課税されます。

確定申告の際に必要

2つ以上の年金の支払者に扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与などの所得がある方、または公的年金等の雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方などは、確定申告(2月16日(月)～3月16日(月)までに住所を管轄する税務署で受け付け)を行うこととなります。

このため、社会保険業務センターでは、国民年金および厚生年金保険の老齢年金等の受給者に平成20年度の源泉徴収票を作成し、平成21年1月末までに届くよう、順次送付します。

なお、老齢年金等から特別徴収されない介護保険料などの社会保険料がある場合は、

確定申告を行い、所得税の過不足分を精算することになります。

社会保険庁では万一源泉徴収票を紛失された場合や未着の場合などに対応するため、「ねんきんダイヤル」において源泉徴収票の再交付の受け付けを行っています。

※IP電話・PHSからは☎0570(05)1165 ☎03(6700)1165にお電話ください。

▼受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ただし月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで受け付けています。

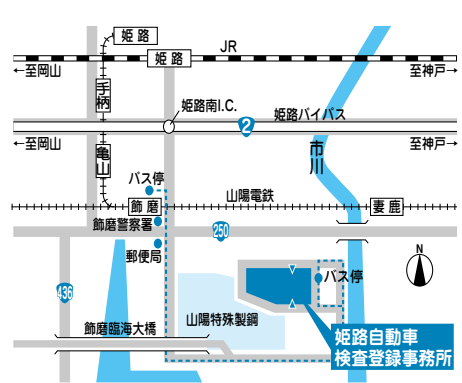
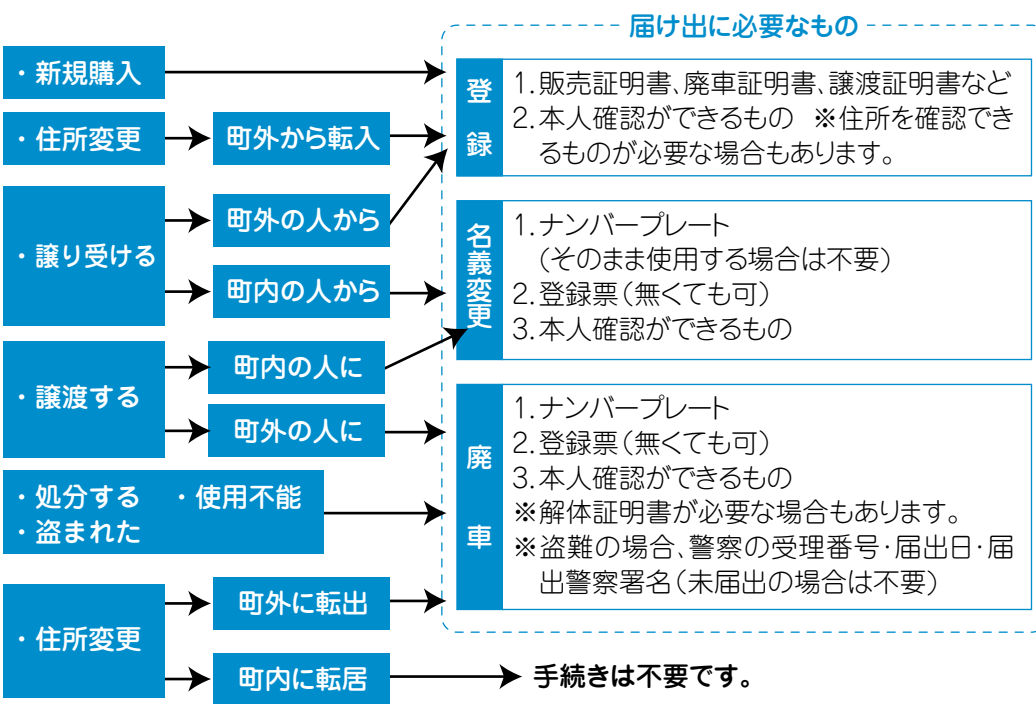
また、来訪による源泉徴収票の再交付の受け付け、その他の年金相談については、社会保険事務所および年金相談センターで受け付けています。お問い合わせの際は、年金証書の基礎年金番号、年金コードをご用意ください。

忘れていませんか原付などの廃車手続き

▼届け出・問い合わせ

- ◎原動機付自転車・小型特殊自動車 税務グループ ☎079(435)0358
- ◎軽二輪・軽四輪 軽自動車検査協会兵庫事務所姫路支所 ☎079(231)4101
- ◎軽二輪・二輪の小型自動車 姫路自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2067

原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(トラクター・コンバインなど)の手続き



軽自動車税は毎年、4月1日現在で軽自動車などを所有する人にかかります。このため、他の人に譲り渡したり盗難に遭ったりした場合でも、3月末日までに届け出なければ、平成21年度の軽自動車税もかかることになります。また、所有者が亡くなった場合でも名義は変わっていませんので、届け出をしてください。

平成21年度軽自動車税の納期限は6月1日(月)です。